

球磨村告示第44号

令和7年第10回球磨村議会臨時会を次のとおり招集する。

令和7年12月16日

球磨村長 松谷 浩一

- 1 期 日 令和7年12月17日
 - 2 場 所 球磨村議会議場
-

○開会日に応招した議員

永椎樹一郎君	西林 尚賜君
宮本 宣彦君	板崎 壽一君
東 純一君	嶽本 孝司君
舟戸 治生君	高澤 康成君
田代 利一君	

○応招しなかった議員

令和7年 第10回 球磨村議会臨時会 会議録(第1日)

令和7年12月17日(水曜日)

場所 球磨村議会議場

議事日程(第1号)

令和7年12月17日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 村長の退職の期日に関する同意について

追加日程第1 決議第4号 球磨村議会の解散に関する決議

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 村長の退職の期日に関する同意について

追加日程第1 決議第4号 球磨村議会の解散に関する決議

出席議員(9名)

1番 永椎樹一郎君	2番 西林 尚賜君
3番 宮本 宣彦君	4番 板崎 壽一君
5番 東 純一君	7番 嶽本 孝司君
8番 舟戸 治生君	9番 高澤 康成君
10番 田代 利一君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 假屋 昌子

書記 野々原真矢

説明のため出席した者の職氏名

村長	松谷 浩一君	副村長	上薮 宏君
教育長	大瀬 克彦君	政策審議監	門垣 文輝君
総務課長	高永 幸夫君	復興推進課長	蔵谷 健君
税務住民課長	大岩 正明君	保健福祉課長	友尻 陽介君
産業振興課長	淋 辰生君	農業委員会事務局長	山口 智幸君
建設課長	毎床 公司君	会計管理者	松舟 祐二君
教育課長	毎床 貴哉君		

午前10時00分開会

○議長（舟戸 治生君） おはようございます。本日は第10回臨時会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第10回球磨村議会臨時会を開会します。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（舟戸 治生君） 本日の日程は配付してあるとおりですので、日程に従い、日程第1、会議録署名議員の指名について、会議規則第123条の規定によって指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、10番、田代利一君、1番、永椎樹一郎君を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定しました。

日程第3. 村長の退職の期日に関する同意について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第3、村長の退職の期日に関する同意についてを議題とします。

松谷村長から令和7年12月15日付で辞職届が提出されました。議会事務局長に朗読させます。

○事務局長（假屋 昌子君） 朗読いたします。

辞職届。

私議このたび一身上の都合により12月19日付をもって村長の職を辞任したくお届けいたします。

令和7年12月15日。

松谷浩一。

球磨村議会議長、舟戸治生殿。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告はありませんので、これから採決をします。村長の退職の期日に関する同意について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、本件については同意することに決定しました。

ここで、村長より発言の申出があっておりますので、これを許可します。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 皆さん、改めましておはようございます。議長のお許しをいただきましたので、今回の辞職届提出に当たって一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

12月定例会において議会からの不信任議決案の可決を受け、19日付で村長の職を辞することを決意いたしました。議会からの不信任決議の理由を読み上げられる中で、真実はどこにあるんだろうとその後も自問自答を繰り返した結果、村民そして職員の皆さんに不安や不信感、そして混乱を与えてしまったことは事実であり、その責任は重大であると考え、辞職という判断をさせていただきました。

私が言える立場ではございませんが、私の辞職を受け、これまで国・県及び関係機関の皆さんのご支援・ご協力により進んでいる様々な復興事業また住民サービスが滞ることがあってはなりません。議会そして職員の皆様におかれましては、豪雨災害からの復興そして村が抱えています様々な課題の解決に向け、引き続きご尽力をいただきますようお願いを申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 9番です。動議を提出をいたします。

球磨村議会の解散に関する決議を、田代利一議員ほか6名の議員の賛同を得ましたので、動議として提出をしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） ただいま9番、高澤康成君から球磨村議会の解散に関する決議の動議が

提出されました。

ここで暫時休憩とします。

午前10時05分休憩

午前10時08分再開

○議長（舟戸 治生君） 休憩前に引き続き会議を再開します。お手元に配付しましたとおり、球磨村議会の解散に関する決議の動議が提出されました。この動議は所定の賛成者がありますので、成立いたしました。

お諮りします。本動議を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。

追加日程第1. 決議第4号 球磨村議会の解散に関する決議

○議長（舟戸 治生君） 追加日程第1、決議第4号球磨村議会の解散に関する決議についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 9番です。

ただいま上程されました球磨村議会の解散に関する決議について提案理由を申し上げます。

村政運営においては、議会と執行部はそれぞれの役割が明確に分かれており、執行部は政策の立案、実施、行政サービスを行い、議会は議決による意思決定、執行部を監視するチェック機能を有しており、車の両輪に例えられるようにお互いの連携・協力が不可欠であります。

しかし、これまで球磨村においては、様々な問題が山積する中、問題解決を先送りにすることにより村政が停滞・混乱し、職員との信頼関係も修復できない状況であったことから、本議会はこのままでは村の将来に禍根を残すと判断し、令和7年12月12日に松谷浩一村長に対する不信任決議を可決いたしました。

その後、松谷村長により令和7年12月19日をもって辞職する届けが提出され、本日議会も村長の退職の期日に関する同意を議決したところであります。本議会としては、松谷村長に対する不信任決議は覚悟を持って提出したものであり、今回の一連の事態を厳粛に受け止めるものであります。松谷村長が不信任決議の持つ意味を深く理解され、自らの職を辞するという村政運営において大きな決断をされたこと、これまでの任期中の行政運営に対し、深く感謝申し上げる次第です。

一方、議会の役割を両輪で進めることができなかったことにおいては、我々議会も深く反省す

べきであると認識をしております。本議会において行政と議会の役割を本来のあるべき姿に立て直すことを踏まえて、大きな決断をしなければならないと考えており、新たな議会と執行部の体制を確立し、議会と行政が密接に連携しながら村政の安定と住民福祉の向上、信頼回復に努めていく必要があります。今後は、村民のために、現在村政の混乱、停滞した状態を1日も早く通常の姿に戻し、スピード感を持って復旧復興を進めていく決意であります。

よって、ここに自らの責任において解散し、村長選挙と同日選挙にて議会議員一般選挙を行うことができるように、地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条の規定に基づき、本日をもって球磨村議会を解散するものです。

以上、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（舟戸 治生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。この採決は、起立によって行います。

本案の議決は、地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条第2項の規定により議員数の4分の3以上の者が出席し、その5分の4以上の者の同意を必要とします。出席者議員は9人であり、議員数の4分の3以上です。また、その5分の4は8人です。本決議に賛成の方は、起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（舟戸 治生君） ただいまの起立者は、5分の4以上です。したがって、球磨村議会の解散に関する決議は可決されました。

お諮りします。会議規則第44条の規定により、本臨時会で議決された事件について、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

○議長（舟戸 治生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。これで本日の会議を閉じたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。これで、令和7年第10回球磨村議会臨時会を閉

会します。お疲れさまでした。

午前10時15分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員